

# 共 通 仕 様 書

## 参考資料

令和3年11月

山形県農林水産部

#### IV 參考資料

## 参考資料目次

立入り関係法令一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 001

土地立入り関係法令抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 002

提出書類一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 008

委託成果品受領チェックリスト

#### IV 參考資料

IV 参考資料

立入り関係法令一覧表

法令名	条項	条文見出し
測量法	15 18 39 63	土地の立入り及び通知 土地等の一時利用 基本測量に関する規定の準備 罰則
測量法施行規則	1-2	土地の立入りの身分証明書の様式
土地収用法	11 12 13 15 143	事業の準備のための立入権 立入の通知 立入の受忍 証票等の携帯 罰則
土地収用法施行規則	1	証票及び許可証の様式
国土調査法	24 34 37	立入 測量法との関係 罰則
道路法	66 67 103	他人の土地の立入又は一時使用 立入又は一時使用の受忍 罰則
道路法施行規則	5	証票の様式
河川法	89 103	調査・工事等のための立入り等 罰則
河川法施行規則	35	証明書の様式
海岸法	18 42	土地等の立入及び一時使用並びに損失補償 罰則
海岸法施行規則	6	証明書の様式
都市計画法	25 26 27 92	調査のための立入等 障害物の伐除及び土地の試掘等 証明書等の携帯 罰則
土地区画整理法	72 73 139	測量及び調査のための土地の立入等 土地の立入等に伴う損失の補償 罰則
住宅地改良法	20 22 37	測量及び調査のための土地の立入り等 証明書の携帯 罰則
住宅造成等規則法	4 6 24	測量及び調査のための土地の立入り 証明書の携帯 罰則
都市再開発法	60 62 142	測量及び調査のための土地の立入り等 証明書の携帯 罰則
下水道法	32 46	他人の土地の立入又は一時使用 罰則
地価公示法 地価公示法施行規則	22 28	土地の立入り 罰則
地すべり等防止法	6 16 53	調査のための立入り 土地の立入等 罰則
地すべり等防止法施行規則	2	証明書の様式
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	11、12 18	土地の立入り 罰則

## IV 参考資料

### 土地立入り関係法令抜粋

#### [測量法]

##### (土地の立入及び通知)

第 15 条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。

2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4 前項に規定する証明書の様式は、国土交通省令で定める。

##### (基本測量に関する規定の準用)

第 39 条 第 14 条から第 26 条までの規定は、公共測量に準用する。この場合において、第 14 条から第 18 条まで、第 21 条第 1 項及び第 23 条中「国土地理院の長」とあり、並びに第 19 条及び第 20 条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、第 21 条第 3 項並びに第 24 条第 1 項及び第 2 項中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第 25 条中「国土地理院の長は、」とあるのは「公共測量において仮設標識を設置した測量計画機関は、当該」と、第 26 条中「基本測量以外の測量」とあるのは「測量」と「得て、」とあるのは「得て、当該」と読み替えるものとする。

第 63 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

(1) 正当の理由がなく基本測量又は公共測量の実施を妨げた者

(2) 第 15 条第 1 項(第 39 条において準用する場合を含む。)の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

(3) 省略

#### [測量法施行規則]

##### (土地の立入りの身分証明書の様式)

第 1 条の 2 法第 15 条第 4 項(法第 39 条において準用する場合を含む。)の規定による証明書の様式は、別表第 1 の 2 のとおりとする。

#### [道路法]

##### (他人の土地の立入又は一時使用)

第 66 条 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

#### IV 参考資料

- 3 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。
- 5 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを呈示しなければならない。
- 6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聞かなければならない。
- 7 第5項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

#### (立入又は一時使用の受認)

第67条 土地の占有者又は所有者は、正当な事由がない限り、前条第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

第103条 次の各号の1に該当する者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 第67条の規定に違反して土地の立入又は一時使用を拒み、又は妨げた者
- (8) 省略

#### [道路法施行規則]

##### (証票の様式)

第5条 法第66条第7項の規定による証票の様式は、別記様式第6とする。

#### [河川法]

##### (調査、工事等のための立入り等)

- 第89条 国土交通大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、一級河川、二級河川、河川区域、河川保全区域、河川予定地、河川保全立体区域若しくは河川予定立体区域の指定のための調査又は河川工事、河川の維持その他河川の管理を行うためやむを得ない必要がある場合においては、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。
- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。
  - 3 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

#### IV 参考資料

- 4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。
- 5 第1項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならない。
- 7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
- 8 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定による処分により損失を受けた者があつた場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 9 省略

第103条 次の各号の1に該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 第89条第7項の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

#### [河川法施行規則]

##### (証明書の様式)

第35条 省略

- 2 省略
- 3 法第89条第5項の証明書の様式は、別記様式第19とする。

#### [海岸法]

##### (土地等の立入及び一時使用並びに損失補償)

第18条 海岸管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、海岸保全区域に関する調査若しくは測量又は海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめその占有者に通知して、他人の占有する土地若しくは水面に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、通知することを要しない。

- 2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地若しくは水面に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地又は水面の占有者に告げなければならない。
- 3 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地又は水面に立ち入つてはならない。
- 4 第1項の規定により土地又は水面に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 5 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。



#### IV 参考資料

- 6 土地又は水面の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
  - 7 海岸管理者は、第1項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。
  - 8 省略
  - 9 第4項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。
- 第42条 次の各号の1に該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- (1) 省略
  - (2) 第18条第六項（第37条の8において準用する場合を含む。）の規定に違反して土地若しくは水面の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者
  - (3) 省略
  - (4) 省略
  - (5) 省略
  - (6) 省略
  - (7) 省略

#### [海岸法施行規則]

##### (証明書の様式)

- 第6条 法第18条第9項の規定による証明書の様式は、別記様式第3（法第6条第2項の規定により主務大臣が海岸管理者に代わって法第18条第1項の権限を行う場合にあっては、別記様式第4）とする。
- 2 省略

#### [地すべり等防止法]

##### (調査のための立入)

- 第6条 主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。
- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
  - 3 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
  - 4 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
  - 5 第1項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
  - 6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

#### IV 参考資料

- 7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
- 8 国は、第1項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 9 前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者とが協議しなければならない。
- 10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から30日以内に収用委員会に土地収用法(昭和26年法律第219号)第94条の規定による裁決を申請することができる。
- 11 第5項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

#### (土地の立入等)

第16条 都道府県知事又はその命を受けた吏員若しくはその委任を受けた者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

- 2 第6条第2項から第11項までの規定は、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用する場合について準用する。この場合において、同条第8項から第10項まで中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

第53条 次の各号の1に該当する者は、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第7項(第16条第2項又は第45条第1項において準用する場合を含む。)の規定に違反して土地の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者
- (2) 省略
- (3) 省略

#### [地すべり等防止法施行規則]

##### (証明書の様式)

第2条 法第6条第11項の規定による証明書の様式は、別記様式第1とする。

- 2 法第16条第2項において準用する法第6条第11項の規定による証明書の様式は、別記様式第2(法第10条第2項の規定により主務大臣が都道府県知事に代って法第16条第1項の権限を行う場合にあつては、別記様式第3)とする。
- 3 法第22条第4項の規定による証明書の様式は、別記様式第4(法第10条第2項の規定により主務大臣が都道府県知事に代って法第22条第1項の権限を行う場合にあつては、別記様式第5)とする。
- 4 法第45条第1項において準用する法第6条第11項の規定による証明書の様式は、別記様式第6とする。

##### (損失の補償の裁決申請書の様式)

#### Ⅳ 参考資料

第3条 地すべり等防止法施行令（昭和33年政令第112号）第1条の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第7とし、正本1部及び写1部を提出するものとする。

IV 参考資料

提出書類一覧表

様式	様式名	作成別	あて先	提出期日	部数	関係条項	
						契約書	共通仕様書
1	指示書	発注者	受注者	随時	1部	第2条	
2	承諾書	発注者	受注者	随時	1部	第2条	
3	協議書	発注者 受注者	受注者 発注者	随時	1部	第2条	
4	報告書	受注者	発注者	随時	1部	第2条	
5	提出書	受注者	発注者	随時	1部	第2条	
6	業務工程表	受注者	発注者	契約後7日以内	2部	第3条	
7	管理技術者指定通知書	受注者	発注者	契約後遅滞なく	2部	第9条	
8	管理技術者経歴書	本人	発注者	契約後遅滞なく	2部	第9条	
9	照査技術者指定通知書	受注者	発注者	契約後遅滞なく	2部	第10条	設第1108条
10	照査技術者経歴書	本人	発注者	契約後遅滞なく	2部	第10条	〃
11	担当技術者届	受注者	発注者	契約後遅滞なく (配置した場合)	2部		測第110条 地第109条 設第1109条
12	担当技術者経歴書	受注者	発注者	契約後遅滞なく (配置した場合)	2部		〃
13	管理(照査)技術者変更通知書	受注者	発注者	その都度	2部	設第9条 (設第10条)	設第1107条
14	照査報告書	照査技術者	管理技術者	業務完了時	1部		設第1108条
15	業務打合せ・協議記録簿	受注者	発注者	随時	1部	第2条	測第112条 地第111条 設第1111条
16	業務計画書	受注者	発注者	契約後15日以内	1部		測第113条 地第112条 設第1112条
17	貸与品借用書	受注者	物品管理者	貸与時	1部	測第14条 設第15条	
18	貸与品返還書	受注者	物品管理者	返還時	2部		測第114条 地第113条 設第1113条
19	身分証明書交付願	受注者	発注者	必要なとき	1部		測第117条 地第116条 設第1116条
19-1	身分証明書	発注者	現地作業	随時	1部		〃
20	業務委託一時中止通知書	発注者	受注者	随時	2部	測第18条 設第19条	〃
21	履行機関延長承認申請書	受注者	発注者	随時	2部	測第20条 設第21条	
22	部分使用同意書	受注者	発注者	随時	1部	測第35条 設第36条	
23	完了通知書	受注者	発注者	業務完了時	2部	測第29条 設第30条	
24	成果品引渡書	受注者	発注者	引渡し時	2部	第30条 第30条	
25	既履行検査請求書	受注者	発注者	部分払いの請求に係る既履行部	2部	測第34条の2 設第35条の2	

#### IV 参考資料

様式	様式名	作成別	あて先	提出期日	部数	関係条項	
				分の完成時			
26	既履行検査通知書	発注者	受注者	既履行検査完了時	2部	測第34条の2 設第35条の2	
27	事故報告書	受注者	発注者	事故発生時	1部		測第133条 地第132条 設第1132条

※ 次頁以降の提出書類は、設計業務等の書式として掲載している様式であり、測量業務及び土質・地質調査業務においては、「管理技術者」を「主任技術者」に「調査職員」を「監督職員」に変更して使用すること。

また、様式 19-1 で、測量業務及び土質・地質調査業務においては、「土木設計業務等委託契約書」を「測量調査等委託契約書」に変更して使用すること。

※ 監督（調査）職員指定（変更）通知書は、「山形県委託業務等監督要領」を参照。

※ 検査日通知書、修補指示書等の検査に係る様式は、「山形県委託業務検要領」を参照。

※ 共通仕様書欄の測第・地第・設第の表記は、各々の共通仕様書の頭文字（測・地・設）を付している。

様式－1

令和 年 月 日

受注者 会社名  
管理技術者名 殿

発注者 ○○総合支庁○○部○○課  
調査職員 役職・氏名 ⑩

## 指 示 書

委託業務の名称：

下記事項について指示します。

記

1. 件 名
1. 記 事

上記指示について承諾しました。

令和 年 月 日

管理技術者

⑩

(A4判)

(※ 指示は、業務打合せ・協議記録簿により行うこともあり得る。)

様式－2

令和 年 月 日

発注者 ○○総合支庁○○部○○課

調査職員 役職・氏名 殿

受注者 会社名

管理技術者 ⑩

## 承 諾 書

委託業務の名称：

下記のとおり実施したいので、検討の上承諾願います。

記

1. 件 名

1. 記 事

上記指示について承諾しました。

令和 年 月 日

調査職員

⑩

(A4判)

(※ 件名には、承諾を願う項目を記載し、記事には、その内容を記載する。)

様式－3

令和 年 月 日

# 協 議 書

委託業務の名称

発注者名	山形県〇〇部〇〇課					受注者名				
発注者印			総括調査員	調査員	担当者	受注者印	管理技術者	担当技術者		照査技術者
協 議 事 項										
摘 要										

(A4判)



IV 参考資料

(※ 協議は、業務打合せ・協議記録簿により行うこともあり得る。)

様式－４

令和 年 月 日

発注者 ○○総合支庁○○部○○課  
調査職員 役職・氏名

殿

受注者 会社名  
管理技術者

Ⓜ

報 告 書

委託業務の名称：

下記事項について、報告します。

記

1. 記 事

(A4判)

令和 年 月 日

発注者 ○○総合支庁○○部○○課

調査職員 役職・氏名 殿

受注者 会社名

管理技術者 ⑩

## 提出書

委託業務の名称：

下記事項について、別紙のとおり提出します。

記

### 1. 記事

(A4判)

様式－6

# 業務工程表

(業務工程表)

受注者名 \_\_\_\_\_

委託業務の名称 ( )				業務工程表							
工 種	日 程			年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	
	数 量	単 位	区 分	10	20	10	20	10	20	10	20
			計 画								
			計 画								
			計 画								
			計 画								
			計 画								

備考「区分」の欄の下欄は、記入しないこと。

様式－7（管理技術者通知書）

管理技術者指定通知書	
年 月 日	
山形県知事 ○○○○ 殿	
受 注 者	
⑩	
下記のとおり管理技術者を指定したので通知します。	
記	
委託業務の名称	
管理技術者の氏名	氏 名
及び生年月日	生年月日 年 月 日
委任除外事項	

- 備考 1 氏名には、フリガナを付すこと。
- 2 「委任除外事項」の欄には、受注者の権限のうち、管理技術者に委任しないものがある場合に、その内容を記載すること。
- 3 管理技術者の経歴書を添付すること。

様式－8

別 紙

## 管理技術者経歴書

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

本 籍 地

現 住 所

最 終 学 歴

(学 校 科 名)

年 月 日

卒業

取 得 資 格 等

年 月 日

取得

(資格の登録番号

)

(以下列記)

職 歴

1. ( 年 月～ 年 月)

1. ( 年 月～ 年 月)

1. ( 年 月～ 年 月)

(以下列記)

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名

⑩

(A 4 判)

(※ 取得資格・職歴については、設計図書に定める管理技術者要件を満たすことが確認できるように記入すること。また職歴については、担当した業務経歴を記入すること。)

様式－9（照査技術者通知書）

照査技術者指定通知書	
年 月 日	
山形県知事 ○○○○ 殿	
受 注 者	
⑩	
下記のとおり照査技術者を指定（変更）したので通知します。	
記	
委託業務の名称	
照査技術者の氏名	氏 名
及び生年月日	生年月日 年 月 日
委任除外事項	

- 備考 1 氏名には、フリガナを付すこと。
- 2 「委任除外事項」の欄には、受注者の権限のうち、照査技術者に委任しないものがある場合に、その内容を記載すること。
- 3 照査技術者の経歴書を添付すること。

様式-10

別 紙

## 照 査 技 術 者 経 歴 書

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

本 籍 地

現 住 所

最 終 学 歴

(学 校 科 名)

年 月 日

卒業

取 得 資 格 等

年 月 日

取得

(資格の登録番号

)

(以下列記)

職 歴

1. ( 年 月～ 年 月)

1. ( 年 月～ 年 月)

1. ( 年 月～ 年 月)

(以下列記)

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名

印

(A 4 判)

(※ 取得資格・職歴については、設計図書に定める管理技術者要件を満たすことが確認できるように記入すること。また職歴については、担当した業務経歴を記入すること。)

様式-11

令和 年 月 日

発注者 ○○総合支庁○○部○○課

調査職員 役職・氏名 殿

受注者

会社名

氏名 印

担当技術者届

業務名：○○○○業務委託

下記のことを、上記業務の担当技術者として定めましたので、別添経歴書を添えて提出します。

氏名	担当業務内容	備考

- 備考 1 氏名には、フリガナを付すこと。  
2 担当技術者の経歴書を添付すること。





様式－13（管理（照査）技術者変更通知書）

管理（照査）技術者変更通知書	
年 月 日	
山形県知事 ○○○○ 殿	
受 注 者	
⑩	
令和○○年○○月○○日に委託契約を締結した○○○○○○業務委託の管理（照査）技術者を下記のとおり変更したので、別紙経歴書を添えて通知します。	
記	
管理（照査） 技術者	新 任 者 (フリ ガナ) 氏 名 ○○ ○○ 生年月日 年 月 日
	旧 任 者 氏 名 ○○ ○○
変 更 理 由	
委 任 除 外 事 項	

- 備考 1 氏名には、フリガナを付すこと。
- 2 「委任除外事項」の欄には、受注者の権限のうち、管理技術者に委任しないものがある場合に、その内容を記載すること。
- 3 新任となる管理（照査）技術者の経歴書を添付すること。

参考 様式-14

令和 年 月 日

管理技術者

殿

照査技術者 (署名) ⑩

## 照 査 報 告 書

下記業務について、令和 年 月 日に照査を行ったので、照査結果を別紙のとおり照査報告書として提出します。

記

1. 委託業務の名称

1. 履 行 期 間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

1. 発 注 者 ○○総合支庁○○部○○課

1. 受 注 者 (会社名)

(※ 照査報告書の様式は、受注者の任意とする。)

IV 参考資料

(※ 照査技術者は、署名押印のうえ管理技術者に差し出す。)

様式-15

第 回		<u>業務打合せ・協議記録簿</u>								
発注者 承認印			総括 調査員	調査員	担当者	受注者 確認印	管 理 技術者	担当技術者	照 査 技術者	
発注者名	〇〇総合支庁〇〇部〇〇課					受 注 者 名				
業 務 名							整理番号			
出 席 者	発注者側						日 時	令和 年 月 日( )		
							場 所			
	受注者側						打 合 せ 方 式	会 議 ・ 電 話		

(A 4判)

(※ 指示、協議は原則的に本協議記録簿による。)

様式－16

令和 年 月 日

発注者 ○○総合支庁○○部○○課

調査職員 役職・氏名 殿

受注者 会社名

管理技術者

㊞

## 業務計画書（第○回変更）

委託業務の名称：

上記業務について、別紙のとおり業務計画書を提出します。

記

### 1. 変更理由

(A 4判)

(※ 変更業務計画書の提出用として使用するときは、変更する理由を記載すること。)

様式－17

## 貸与品借用書

令和 年 月 日

物品管理者又は調査職員  
役職・氏名

殿

受注者

印

委託業務の名称：

令和 年 月 日 委託契約に基づく下記貸与品等を受領したので提出  
します。

記

品名	規格又は性能	単位	数量	貸与期間	受領場所又は引渡場所	返還場所	貸与条件

- 注1. 貸与条件の欄は、物品管理者又は調査職員が貸与するときに付した条件を記入する。  
 2. 貸与品借用書の作成は、管理技術者でもよい。  
 3. 守秘義務が求められた資料については複写してはならない。 (A4判)

様式-18

# 貸与品返還書

令和 年 月 日

物品管理者又は調査職員

役職・氏名

殿

受注者

印

委託業務の名称：

令和 年 月 日 委託契約に基づく貸与品等について、下記のとおり返還します。

記

品名	規格又は性能	単位	数量	返還場所	備考

注1. 備考欄には物品管理者又は調査職員を受領印を押印する。

2. 貸与品返還書の作成は、管理技術者でもよい。(A4判)

様式－19

令和 年 月 日

山形県知事 ○○○○ 殿

受注者 ⑩

## 身分証明書交付願

令和 年 月 日 契約の○○○○○業務を実施するにあたり、土地への立入りのための身分証明書の交付を下記のとおりお願いします。

記

氏 名	資 格	生年月日	住 所



様式－19-1

<b>身 分 証 明 書</b>		写 真  24×30
受注者 住所	〇〇県〇〇区〇〇町〇丁目〇番地	
	名称 〇〇株式会社	
	氏名 〇〇 〇〇	
上記の者は土木設計業務等委託契約書に基づき、 下記業務の現地踏査を行う者であることを証明する		
業 務 名	〇〇〇〇委託業務	
有効期間	(自) 令和〇年〇月〇日	
	(至) 令和〇年〇月〇日	
発 行 日	令和〇年〇月〇日	
発 行 者	山形県知事 〇〇 〇〇 印	

(表)

<p>1. 本証は、公印、日付のないものは無効とする。</p> <p>2. 期間を経過したとき、又は、契約が解除されたとき等不要になったときはただちに返還すること。</p> <p>3. 役職・氏名に変更があったときは、すみやかに記載事項の変更を受けること。</p> <p>4. 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(裏)

(作成要領)

1. 本証には、原則として写真を貼付したものとすること。
2. 本証の様式は、携帯用カード式の規格で運用することができるものとすること。
3. 本証を携帯用規格にするには、概ね70%の縮小を標準とする。
4. 知事印は、立入検査証明書用（13の2）15方角を使用する。

様式-20 (委託業務一時中止通知書)

委託業務一時中止通知書	
年 月 日	
受注者 様	
山形県知事 ○○○○ 印	
下記の委託業務の施行を一時中止しますので通知します。	
記	
委託業務の名称	
一時中止期間	年 月 日から 年 月 日まで
一時中止の範囲	
一時中止の理由	

様式-21 (履行期間の延長承認申請書)

履行期間延長承認申請書	
年 月 日	
山形県知事 ○○○○ 殿	
受 注 者	
(印)	
下記について、承認願います。	
記	
委託業務の名称	
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
申請時の履行状況	
延長後の履行期間	
延長を必要とする理由	
年 月 日	
受 注 者	
様	
山形県知事 ○○○○ (印)	
上記について、承認	します。
	しません。

- 備考 1 本書は、正副2通提出すること。  
 2 発注者は、本書より求められた承認をするかどうかを決定した後、その決定した本書の副本を、受注者に交付するものとする。

様式-22

令和 年 月 日

発注者 ○○総合支庁○○部○○課

調査職員 役職・氏名 殿

受注者 会社名

管理技術者

⑩

## 部分使用同意書

委託業務の名称：

令和 年 月 日付け請求ありました、上記業務の部分使用について異議  
がありませんので同意します。

記

1. 使用部分

2. 使用期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

3. 使用目的

4. 使用者

(A4判)

(※ 4. 使用者については、明らかにする必要がある場合に記載する。)

様式-23 (完了通知書)

完 了 通 知 書	
年 月 日	
山形県知事 ○○○○ 殿	
受注者	
(印)	
下記の委託業務が完了したので通知します。	
記	
委託業務の名称	
業務委託料	¥
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
業務完了の年月日	年 月 日
検査年月日	※ 年 月 日
検査職員(者)	※ 職 氏 名 (印)
摘 要	

- 備考 1 本書は、正副2通提出すること。  
 2 ※印の付いている欄は、記入しないこと。  
 3 発注者は、検査の完了後、検査の結果を記載した本書の副本を受注者に交付するものとする。

様式-24 (成果物引渡書)

成 果 物 引 渡 書			
		年 月 日	
山形県知事 ○○○○ 殿		受注者	⑩
下記の委託業務の成果物を引渡します。			
記			
委託業務の名称			
業務委託料	¥		
履 行 期 間		年 月 日から	
		年 月 日まで	
業務完了の年月日		年 月 日	
上記の委託業務の成果物を引受けました。			
年 月 日			
山形県知事 ○○○○ ⑩			

備考 1 本書は、正副2通提出すること。

備考 2 発注者は、成果物の引渡し完了した時は、その旨を示した本書の副本を受注者に交付するものとする。

様式－25（既履行検査請求書）

既 履 行 検 査 請 求 書	
年 月 日	
山形県知事 ○○○○ 殿	
受注者	
(印)	
下記の委託業務について、検査を請求します。	
記	
委託業務の名称	
業務委託料	¥
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
契約締結年月日	年 月 日
既履行完成年月日	年 月 日
摘 要	

備考 本書は、正副2通提出すること。

様式-26 (既履行検査通知書)

既 履 行 検 査 通 知 書			
山形県知事 ○○○○ 殿		年 月 日	
受注者			
⑩			
下記の委託業務についての検査の結果を通知します。			
記			
委託業務の名称			
業務委託料	¥		
既履行検査月日	年 月 日	部分払済金額	¥
既履行歩合	%	既履行業務委託料相当額	¥
今回部分払請求可能額	¥		
算式			
請求可能額 ≤ 既履行業務委託料相当額 × (9 / 10 - 前払金額 / 業務委託料) - 部分払済金額			

備考 本書は、正副2通作成し、その正本を、受注者に交付すること。



(参考)

様式-27

令和 年 月 日

発注者 ○○総合支庁○○部○○課

調査職員 役職・氏名 殿

受注者 会社名

管理技術者

⑩

## 事故報告書

- ① 発生日時
- ② 発生場所
- ③ 委託業務の名称
- ④ 業務委託料
- ⑤ 履行期間
- ⑥ 被害者（及び加害者）
- ⑦ 物的被害
- ⑧ 発生状況及び原因
- ⑨ 安全管理状況、交通整理状況等
- ⑩ 法令違反等の事実
- ⑪ 労働基準監督署の見解
- ⑫ 警察署の見解
- ⑬ 今後の事故防止対策
- ⑭ 被害者に対する補償
- ⑮ その他必要事項
- ⑯ 添付書類（位置図、見取図、写真等）

(A 4判)

(※ 事故報告書の様式は、調査職員の指示によること。)